

## 江戸川の高規格堤防に係る施行区間における 江戸川区の土地区画整理事業等に関する確認書

江戸川区が施行予定者である「東京都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業」、「東京都市計画道路事業 幹線街路補助線街路第288号線」及び江戸川区が施行者である「東京都市計画緑地事業 第13号江戸川緑地」は、平成25年5月15日に国土交通省関東地方整備局が策定した「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」に記載されている、江戸川における高規格堤防に係る施行の区間（右岸：JR京葉線橋梁（0.4km）付近から水元公園（19.8km）付近、左岸：JR京葉線橋梁（0.4km）付近から市川市国府台（14.2km）付近）の内、右岸の施行区間に含まれている。

高規格堤防については、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものであることから、別図-1の位置及び別図-2の範囲で高規格堤防整備事業と江戸川区の上記事業とを相互協力し調整を行っていくことを確認する。

以上

本確認書は2通作成し、関東地方整備局河川部長、江戸川区長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年 5月27日

国土交通省関東地方整備局  
河川部長 沢



江戸川区長 多田 正見

